

(別記2)

判断基準及び配慮事項

目 次

定義	1
1. 紙類	1
2. 納入印刷物	5
3. 文具類	7
4. オフィス家具等	16
5. O A 機器	19
5 - 1 コピー機等	19
5 - 2 電子計算機	25
5 - 3 プリンタ等	28
5 - 4 ファクシミリ	32
5 - 5 スキャナ	35
5 - 6 磁気ディスク装置	37
5 - 7 ディスプレイ	38
5 - 8 シュレッダー	39
5 - 9 デジタル印刷機	40
5 - 10 記録用メディア	42
5 - 11 電池	42
5 - 12 電子式卓上計算機	43
5 - 13 カートリッジ等	44
6. 家電製品等	48
6 - 1 電気冷蔵庫等	48
6 - 2 テレビジョン受信機	49
6 - 3 電気便座	52
6 - 4 エアコンディショナー	53
6 - 5 ガスヒートポンプ式冷暖房機	56
6 - 6 ストープ	57
6 - 7 電気給湯器	58
6 - 8 ガス温水機器	59
6 - 9 石油温水機器	60
6 - 10 ガス調理機器	61
7. 照明	64
7 - 1 蛍光灯照明器具	64
7 - 2 ランプ	65
8. 自動車等	67
8 - 1 自動車	67
8 - 2 I T S 対応車載器	71
8 - 3 タイヤ	71
8 - 4 エンジン油	72
9. 消火器	73
10. 繊維製品等	74
10 - 1 制服・作業服	74
10 - 2 カーテン等	74
10 - 3 カーペット	75
10 - 4 毛布等	75
10 - 5 ベッド	76
10 - 6 作業手袋	78
10 - 7 テント・シート類	78
10 - 8 防球ネット	79

11. 設備	80
12. 公共工事	82
13. 役務	103
13 - 1 省エネルギー診断	103
13 - 2 食堂	103
13 - 3 自動車専用タイヤ更生	104
13 - 4 エコ車両整備	104
13 - 5 自動車整備	104
13 - 6 庁舎管理等	105
13 - 7 小売業務	111

【参考】国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

定 義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」:	本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。
「配慮事項」:	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

1. 紙 類

紙類共通	【判断の基準】 個別の判断基準を満たすこと。又は県の用品指定リストのエコ用品であること。
【情報用紙】	
コピー用紙	【判断の基準】 古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m ² 以下であること。 【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
フォーム用紙	【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m ² 以下であること。 【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

<p>インクジェットカラープリンター用 塗工紙</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
<p>ジアゾ感光紙</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

【印刷用紙】

<p>印刷用紙 (カラー用紙を除く)</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
<p>印刷用紙(カラー用紙)</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

【衛生用紙】

トイレ トイレット ペーパー	【判断の基準】 古紙パルプ配合率100%であること。
ティッシュ ペーパー	【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

2 . 納入印刷物

<p>納入印刷物</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的から冊子形状のものの表紙にやむを得ず次に掲げる材料等が使用されている場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。） ・プラスチック類（紙のコーティング又はラミネートに使用するものを除く。） ・布類、不織布 ・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く。） 硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。） 合成紙、インディアペーパー ・UVインキ（フォーム印刷に用いる場合又はハイブリッドUVインキを除く。） 発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。） 金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。） ・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたもの。） ・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等） <p>オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーボン紙、ノーカーボン紙 ・ビニル又はポリエチレン等のラミネート紙 ・感熱紙、芳香紙、色紙 <p>原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p>
--------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

2 「芳香族成分」とは、日本工業規格 K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をイ

ンキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

- 3 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

3. 文具類

<p>文具類共通</p>	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、木質の場合は、紙の場合は の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合は の要件をそれぞれ満たすこと。 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的なものであること。 次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 又は、県の用品指定リストのエコ用品であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 材料に木質が含まれる場合にあつては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。</p> <p>注） 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目については、判断の基準（印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。</p>
<p>シャープペンシル</p>	<p>【配慮事項】 残芯が可能な限り少ないこと。</p>
<p>シャープペンシル 替芯</p>	<p>〔判断の基準は容器に適用〕</p>

ボールペン	【配慮事項】 芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【配慮事項】 インク又は液が補充できること。
朱肉	【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 又は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 液が補充できること。
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔判断の基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用〕
ステーブラー	【配慮事項】
ステーブラー針リムーバー	再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ(本体)	【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 又は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
事務用修正具(テープ)	【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 又は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 消耗品が交換できること。
事務用修正具(液状)	〔判断の基準は容器に適用〕

クラフトテープ	<p>【判断の基準】 テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
粘着テープ（布粘着）	<p>【判断の基準】 テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p>
両面粘着紙テープ	<p>【判断の基準】 テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
製本テープ	〔判断の基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	<p>【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 又は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	

パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	〔判断の基準は容器に適用〕
鉛筆削（手動）	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
OAクリーナー（ウェットタイプ）	〔判断の基準は容器に適用〕
OAクリーナー（液タイプ）	【配慮事項】 内容物が補充できること。
ダストブロワー	【判断の基準】 オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数150以上の物質が含まれていないこと。 【配慮事項】 ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。
レターケース	
メディアケース（FD・CD・MO用）	【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。又は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 CD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 植物を原料とするプラスチックが使用されていること。
マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	【配慮事項】 マットの両面が使用できること。
デスクマット	

ＯＨＰフィルム	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 インクジェット用のものにあつては、上記の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックが使用されていること。</p>
絵筆	<p>【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 又は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
絵の具	〔判断の基準は容器に適用〕
墨汁	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（液状） （補充用を含む。）	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（澱粉のり） （補充用を含む。）	<p>【配慮事項】 内容物が補充できること。</p>
のり（固形）	〔判断の基準は容器・ケースに適用〕
のり（テープ）	<p>【配慮事項】 消耗品が交換できること。</p>
ファイル	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。それ以外の場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 クリアホルダーにあつては、上記の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。</p>

<p>バインダー</p>	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
<p>ファイリング用品</p>	
<p>アルバム</p>	
<p>つづりひも</p>	<p>【判断の基準】 主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的なものであること。 又は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
<p>カードケース</p>	
<p>事務用封筒（紙製）</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

窓付き封筒(紙製)	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原料とするプラスチックが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
けい紙	<p>【判断の基準】</p>
起案用紙	<p>古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p>
ノート	<p>塗工されているものについては塗工量が両面で30 g / m²以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
パンチラベル	<p>【配慮事項】 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
タックラベル	<p>【判断の基準】</p>
インデックス	<p>主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの</p>

付箋紙	<p>重量が製品全体重量の70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</p> <p>又は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
付箋フィルム	<p>【配慮事項】 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。</p>
黒板拭き	
ホワイトボード用レーザー	
板付書類ばさみ	<p>【配慮事項】 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。</p>
額縁	<p>【配慮事項】 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。</p>
ごみ箱	<p>【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。</p> <p>又は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
リサイクルボックス	<p>【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。</p> <p>又は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ（フックを含む。）	

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステーブラー」には、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけ

ずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 6 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 7 「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数とする。
- 8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 9 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。
- 10 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。
- 11 文具類については、流通在庫が多いという特性から、卸売業者や小売業者等が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 20 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、以下の品目については、文具類共通の判断の基準を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。
朱肉、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、ブックスタンド、メディアケース（FD・CD・MO用）、絵筆、つづりひも、タックラベル、インデックス、付箋紙、ごみ箱、リサイクルボックス
- 12 平成 20 年度において、市場動向を勘案しつつ、以下の品目の判断の基準について見直しを実施することとする。
シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、スタンプレット、定規、事務用修正具（液状）、ペンスタンド、OAクリーナー（ウェットタイプ）、OAクリーナー（液タイプ）、レターケース、マウスパッド、のり（液状）のり（固形）のり（テープ）、ファイリング用品、つづりひも、ホワイトボード用イレーザー
- 13 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

4. オフィス家具等

<p>いす</p> <p>机</p> <p>棚</p> <p>収納用什器（棚以外）</p> <p>ロ - パ - ティション</p> <p>コートハンガー</p> <p>傘立て</p> <p>掲示板</p> <p>黒板</p> <p>ホワイトボード</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（表1に示された区分の製品に限る。）にあつては の要件を、それ以外の場合にあつては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は 、木質の場合は 、紙の場合は の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は ア、紙が含まれる場合は イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．表1に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>イ．表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。</p> <p>再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>イ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m²h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ．紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>又はエコマーク商品であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>材料に木質が含まれる場合にあつては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材</p>
--	---

	工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。
--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。

3 判断の基準 については、次式の算定方法による「単一素材分解可能率」を要件として加えることとし、平成19年度中に、次式の部品数の定義及び単一素材分解可能率の数値について検討の上、設定する。

$$\text{単一素材分解可能率(\%)} = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

5 放散速度が0.02mg/m²h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

6 判断の基準 の適用については、対象品目の耐久性、長期使用性が高い等の特性から、製品のモデルチェンジに要する期間等を勘案し、事業者が判断の基準を満足する製品の円滑な開発・製造及び市場供給を行うため、平成20年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、判断の基準 から の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。

7 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器(収納庫)の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く。)の棚板	0.1
棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板	0.1

備考) 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量(kg)} \div \text{棚耐荷重(kg)}$$

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
材質ごとに分別できる工夫を図っていること。		

5 . O A 機器

5 - 1 コピー機等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>< 共通事項 ></p> <p>古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能であること。 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア . リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ . 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。</p> <p>< 個別事項 ></p> <p>コピー機</p> <p>ア . コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 - 1 又は表 2 - 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ . 大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあつては、表 3 - 1 又は表 3 - 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>複合機</p> <p>ア . 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあつては、表 4 - 1 又は表 4 - 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ . カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表 4 - 2 又は表 4 - 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ . 大判複合機にあつては、表 3 - 1 又は表 5 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p> <p>ア . 拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表 2 - 3 又は表 6 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。）にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 - 1 又は表 2 - 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ . 拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 3 - 1 又は表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p>
--	--

	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--	--

- 備考) 1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」又は「部品リユース型機」を指す。
- 1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
 - 2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
- 2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
 - 3 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2005 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2005に準ずるものとする。
 - 4 表1中「 」を記した区分のものは、本項の判断の基準の対象とする「コピー機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」に含まれないものとする。
 - 5 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。
 - 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
 - 7 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項ア及びイについて併記すること。
 - 8 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。
 - 9 特定の化学物質についての使用が制限されたコピー機等の判断の基準の個別事項の表2-1、表2-3、表3-1、表4-1及び表4-3の適用については、平成20年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、判断の基準の個別事項の表2-2、表3-2、表4-2、表5、表6及び表7の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。
 - 10 リユースに配慮されたコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表2-1、表2-3、表3-1、表4-1及び表4-3の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、引き続き表2-2、表3-2、表4-2、表5、表6及び表7の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表1 コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM:1分 当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面 コピー機能
	A4機	B4機	A3機	A3Y機	
0 < CPM 10	11				推奨
10 < CPM 20	17		55		
20 < CPM 30			99		必須
30 < CPM 40			125		
40 < CPM 50			176		
50 < CPM 60			205		
60 < CPM 70			257		
70 < CPM 80			286		
80 < CPM 85			369	483	

- 備考) 1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれA4版の短辺、B4版の短辺、A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とは、A4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表2-1から表2-3及び表6において同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表2-1から表2-3及び表6において同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表2-1から表2-3及び表6において同じ。
- 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく経済産業省告示第49号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2-1 コピー機に係る標準消費電力の基準(表1「 」印部分)

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準(kWh/週)	両面コピー 機能
ipm 12	1.5	推奨
12 < ipm 20	$0.20 \times ipm - 1$	
20 < ipm 50	$0.20 \times ipm - 1$	必須
50 < ipm	$0.80 \times ipm - 31$	

- 備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)をいう。一画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズの使用紙に、各辺からの余白を1インチ(2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を1行とした白黒画像とする。以下表2-3、表3-1、表4-1、表4-2、表4-3、表5、表6及び表7において同じ。
- 2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表2-3、表4-1及び表4-3において同じ。

表2 - 2 コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準（表1「 」印部分）

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
0 < CPM 20	-	-	-	5W	30分	推奨
20 < CPM 44	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒	15W	60分	必須
44 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3 - 2において同じ。
両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用の紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- A2サイズの用紙は、コピー枚数を4倍すること。
- A1サイズの用紙は、コピー枚数を8倍すること。
- A0サイズの用紙は、コピー枚数を16倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表3 - 2、表4 - 2、表5、表6及び表7において同じ。
- 3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3 - 2、表6及び表7において同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタートプログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。以下表3 - 2、表4 - 2、表5、表6及び表7において同じ。
- 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3 - 2、表6及び表7において同じ。

表2 - 3 カラーコピー機能を有する拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
ipm 19	$0.20 \times \text{ipm} + 2$	推奨
19 < ipm 50	$0.20 \times \text{ipm} + 2$	必須
50 < ipm	$0.80 \times \text{ipm} - 28$	

表3 - 1 大判コピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間		スリープ時 消費電力
	大判コピー機	大判複合機	
ipm 30	30分	30分	58W
30 < ipm 50		60分	
50 < ipm			

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

- 2 消費電力の測定方法については、「エネルギースタート画像機器の動作モード試験方法」による。

表3 - 2 大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30分
40 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

表4 - 1 複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
ipm 20	$0.20 \times \text{ipm} + 2$	推奨
20 < ipm 69	$0.44 \times \text{ipm} - 2.8$	必須
69 < ipm	$0.80 \times \text{ipm} - 28$	

備考) 1 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表4 - 2及び表4 - 3において同じ。

- 2 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表4 - 2及び表4 - 3において同じ。
- 3 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表4 - 2及び表4 - 3において同じ。

表4 - 2 複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
0 < ipm 10	-	-	25W	15分	推奨
10 < ipm 20	-	-	70W	30分	推奨
20 < ipm 44	$3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	30秒	80W	60分	必須
44 < ipm 100	$3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	95W	90分	必須
100 < ipm	$3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	120分	必須

備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5について同じ。

- 2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5において同じ。
- 3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5から表7において同じ。

表4 - 3 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm : 1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh / 週)	両面コピー 機能
ipm 19	$0.20 \times ipm + 5$	推奨
19 < ipm 32	$0.20 \times ipm + 5$	必須
32 < ipm 61	$0.44 \times ipm - 2.8$	
61 < ipm	$0.80 \times ipm - 25$	

表5 大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
0 < ipm 40	-	-	70W	30分
40 < ipm	$4.85 \times ipm + 50W$	30秒(推奨)	105W	90分

表6 拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
0 < ipm 10	-	-	5W	15分	推奨
10 < ipm 20	-	-	5W	30分	推奨
20 < ipm 44	$3.85 \times ipm + 5W$	30秒	15W	60分	必須
44 < ipm 100	$3.85 \times ipm + 5W$	30秒(推奨)	20W	90分	必須
100 < ipm	$3.85 \times ipm + 5W$	30秒(推奨)	20W	120分	必須

表7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm : 1 分当たりの画像出力枚 数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
0 < ipm 40	-	-	65W	30分
40 < ipm	$4.85 \times ipm + 45W$	-	100W	90分

5 - 2 電子計算機

<p>電子計算機</p>	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックが可能な限り使用されていること。 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。</p>
--------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

複合理論性能が1秒につき5万メガ演算以上のもの

256超のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの

演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの

専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を有しないもの

2 判断の基準 については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2005（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同JISの付属書Bの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

3 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ボ

- ート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
- ア．内蔵モデム、無線 LAN、FDD、CD/DVD、MO 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。ただし、FDD については平成 20 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、FDD が標準搭載されている場合にあっても特定調達物品等とみなすこととする。
- イ．周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。
- 5 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。
- 6 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 8 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあつては、次の事項が担保されていること。
- ア．環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。
- イ．使用済み製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。
- ウ．リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。
- 9 各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
- ウ．マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率

電子計算機の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	64 本以上		3.1
	8 本以上 64 本未満		0.079
	4 本以上 8 本未満	16 ギガバイト以上	0.071
		16 ギガバイト未満	0.068
	4 本未満	16 ギガバイト以上	0.053
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.039
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.024
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	2 ギガバイト未満	0.016
		6 ギガバイト未満	0.027
	2 本未満	2 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0048
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの	2 本未満	2 ギガバイト未満	0.0038
		1 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0026
		1 ギガバイト未満	0.0022

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のものうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

4 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む)であって、主記憶容量が6ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第50号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

5 - 3 プリンタ等

<p>プリンタ</p> <p>プリンタ / ファクシミリ兼用機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>プリンタ又はプリンタ / ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア．モノクロプリンタ（インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 1 - 1 又は表 1 - 3 に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ / ファクシミリ兼用機にあつては、表 1 - 2 又は表 1 - 3 に示された区分ごとの基準。</p> <p>イ．カラープリンタ（インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 2 - 1 又は表 2 - 3 に示された区分ごとの基準。カラープリンタ / ファクシミリ兼用機にあつては、表 2 - 2 又は表 2 - 3 に示された区分ごとの基準。</p> <p>ウ．インクジェット方式のプリンタにあつては、表 3 又は表 1 - 3 に示された区分ごとの基準。</p> <p>エ．インパクト方式のプリンタにあつては、表 4 - 1 又は表 4 - 2 に示された区分ごとの基準。</p> <p>大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあつては、表 5 - 1 又は表 5 - 3 に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては、表 5 - 2 又は表 5 - 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------------------------------------	---

備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2 サイズ又は 17" × 22" サイズ以上の用紙に対応するものをいう。ただし、表 5 - 1 及び表 5 - 2 においては、幅が 406mm 以上の連続形式媒体に対応する製品が該当する。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合は、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

4 判断の基準 及び の表 1 - 1、表 1 - 2、表 2 - 1、表 2 - 2、表 3、表 4 - 1、表 5 - 1 及び表 5 - 2 の適用については、平成 20 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることと

し、この期間においては、判断の基準 及び の表 1 - 3、表 2 - 3、表 4 - 2 及び表 5 - 3 の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。

表 1 - 1 モノクロプリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
ipm 12	1.5
12 < ipm 50	0.20 × ipm - 1
50 < ipm	0.80 × ipm - 31

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1 分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。一画像は、A4 サイズ又は 8.5" × 11" サイズの用紙に、各辺からの余白を 1 インチ (2.54cm) 使用フォントを 12 ポイント、行間を 1 行とした白黒画像とする。以下表 1 - 2、表 2 - 1 及び表 2 - 2 において同じ。

2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表 1 - 2、表 2 - 1 及び表 2 - 2 において同じ。

表 1 - 2 モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
ipm 20	0.20 × ipm + 2
20 < ipm 69	0.44 × ipm - 2.8
69 < ipm	0.80 × ipm - 28

表 1 - 3 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM : 1 分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5 分	10W
10 < PPM 20	15 分	20W
20 < PPM 30	30 分	30W
30 < PPM 44	60 分	40W
44 < PPM	60 分	75W

備考) 1 「印刷速度」とは、1 分当たりの印刷枚数 (PPM) をいう。以下表 2 - 3 及び表 5 - 3 において同じ。

大判プリンタを除くプリンタについては、A4 サイズの用紙における印刷速度とする。また、大判プリンタについては、当該機器の最大サイズの 1 分当たりの印刷枚数を次のように A4 サイズの用紙の印刷枚数に換算して印刷速度を算定する。

- A2 サイズの用紙は、印刷枚数を 4 倍すること。
- A1 サイズの用紙は、印刷枚数を 8 倍すること。
- A0 サイズの用紙は、印刷枚数を 16 倍すること。

2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下、表 2 - 3、表 4 - 2 及び表 5 - 3 において同じ。

3 「応答指令」とは、ユーザーによる外部入力等で製品を低電力モード移行前と同一の状態に戻す指令をいう。ただし、ネットワークのポーリング指令は含まない。以下表 2 - 3、表 4 - 2 及び表 5 - 3 において同じ。

4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則 (平成 18 年 1 月 1 日施行) 別表第 2 による。表 2 - 3、表 4 - 2 及び表 5 - 3 において同じ。

- 5 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。以下表 2 - 3、表 4 - 2 及び表 5 - 3 において同じ。
- 6 ネットワーク上で使用できる機能が含まれる場合は、ネットワークに接続された状態で、表の基準に適合していなければならない。また、ネットワーク上で低電力モードになっても、製品に対する応答指令に応える機能が保持されていなければならない。以下表 2 - 3、表 4 - 2 及び表 5 - 3 において同じ。

表 2 - 1 カラープリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
ipm 50	$0.20 \times \text{ipm} + 2$
$50 < \text{ipm}$	$0.80 \times \text{ipm} - 28$

表 2 - 2 カラープリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
ipm 32	$0.20 \times \text{ipm} + 5$
$32 < \text{ipm} < 61$	$0.44 \times \text{ipm} - 2.8$
$61 < \text{ipm}$	$0.80 \times \text{ipm} - 25$

表 2 - 3 カラープリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM : 1 分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
$0 < \text{PPM} < 10$	30 分	35W
$10 < \text{PPM} < 20$	60 分	45W
$20 < \text{PPM}$	60 分	70W

備考) 電子写真方式及び熱転写方式を含むものとする。ただし、インクジェット方式は除くものとする。

表 3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm 10	5 分	3W
$10 < \text{ipm} < 20$	15 分	
$20 < \text{ipm} < 30$	30 分	
$30 < \text{ipm}$	60 分	

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 4 - 1、表 5 - 1 及び表 5 - 2 において同じ。
- 2 スリープ時消費電力の基準には、表 6 の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。以下表 4 - 1、表 5 - 1 及び表 5 - 2 において同じ。
 - 3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表4 - 1 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm 10	5 分	6W
10 < ipm 20	15 分	
20 < ipm 30	30 分	
30 < ipm	60 分	

表4 - 2 インパクト方式のプリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
30 分	28W

表5 - 1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm 30	30 分	13W
30 < ipm	60 分	

表5 - 2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm 30	30 分	54W
30 < ipm	60 分	

表5 - 3 大判プリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM : 1 分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30 分	35W
10 < PPM 40	30 分	65W
40 < PPM	90 分	100W

表6 追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード / カメラ / 記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部ストレージドライブ (外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	-	0.2

冷陰極蛍光灯（CCFL）技術を使用するスキャナ（ランプサイズ又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される）	-	2.0
冷陰極蛍光灯（CCFL）以外のランプ技術を使用するスキャナ（ランプサイズ又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される）	-	0.5
PCがないと印刷／複写／スキャンができない、PCを基本とするシステム（通常単独で行う基本機能（ページレンダリング等）の実行において、重要なリソース（メモリやデータ処理等）を外部コンピュータに依存する場合に適用される）	-	0.5
コードレス電話用通信システム（対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される）	-	0.8
内部メモリ容量（データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる）	-	1GBごとに1.0W
電源装置の定格出力／PSOR（電源装置の製造事業者が規定する内部／外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない）	-	PSOR > 10Wの場合 0.05 × (PSOR - 10W)

備考) 「第1許容値」とは、画像製品のスリーブ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品のスリーブ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

5 - 4 ファクシミリ

ファクシミリ	<p>【判断の基準】</p> <p>モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表1 - 1又は表1 - 2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 インクジェット方式のファクシミリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	---

備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

2 判断の基準 の表1 - 1の適用については、平成20年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、表1 - 2の該当する区分の基準を満たすことで特定調達

物品等とみなすこととする。

表1 - 1 モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
ipm 12	1.5
12 < ipm 50	0.20 × ipm - 1
50 < ipm	0.80 × ipm -31

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。一画像は、A4サイズ又は8.5" × 11"サイズの用紙に、各辺からの余白を1インチ (2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を1行とした白黒画像とする。以下表2において同じ。

2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表2において同じ。

表1 - 2 ファクシミリに係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM : 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM	5分	15W

備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則 (平成18年1月1日施行) 別表第2による。

3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
ipm 50	0.20 × ipm + 2
50 < ipm	0.80 × ipm -28

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
5分	3W

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準には、表4の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表4 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値(W)	第2許容値(W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置(カード/カメラ/記憶装置等)が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部ストレージドライブ(外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	-	0.2
冷陰極蛍光灯(CCFL)技術を使用するスキャナ(ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	-	2.0
冷陰極蛍光灯(CCFL)以外のランプ技術を使用するスキャナ(ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	-	0.5
PCがないと印刷/複写/スキャンができない、PCを基本とするシステム(通常単独で行う基本機能(ページレンダリング等)の実行において、重要なリソース(メモリやデータ処理等)を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	-	0.5
コードレス電話用通信システム(対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	-	0.8
内部メモリ容量(データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	-	1GBごとに1.0W
電源装置の定格出力/PSOR(電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	-	PSOR > 10W の場合 0.05 × (PSOR - 10W)

備考)「第1許容値」とは、画像製品のスリーブ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品のスリーブ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

5 - 5 スキャナ

スキャナ	<p>【判断の基準】 表 1 又は表 2 に示された基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------	--

- 備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 2 判断の基準の表 1 の適用については、平成 20 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、表 2 の要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。

表 1 スキャナに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
15 分	5W

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 スリープ時消費電力の基準には、表 3 の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。
- 3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表 2 スキャナに係る移行時間等の基準

移行時間	低電力モード消費電力
15 分	12W

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成 18 年 1 月 1 日施行)別表第 2 による。
- 3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

表3 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値(W)	第2許容値(W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置(カード/カメラ/記憶装置等)が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部ストレージドライブ(外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	-	0.2
冷陰極蛍光灯(CCFL)技術を使用するスキャナ(ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	-	2.0
冷陰極蛍光灯(CCFL)以外のランプ技術を使用するスキャナ(ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	-	0.5
PCがないと印刷/複写/スキャンができない、PCを基本とするシステム(通常単独で行う基本機能(ページレンダリング等)の実行において、重要なリソース(メモリやデータ処理等)を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	-	0.5
コードレス電話用通信システム(対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	-	0.8
内部メモリ容量(データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	-	1GBごとに1.0W

備考)「第1許容値」とは、画像製品のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

5 - 6 磁気ディスク装置

磁気ディスク装置	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

- 記憶容量が1ギガバイト以下のもの
- ディスクの直径が40mm以下のもの
- 最大データ転送速度が1秒につき70ギガバイトを越えるもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.3)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.5)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.4)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.8)$
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が2枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.8)$
サブシステム		$E = \text{Exp}(2.00 \times \ln(N) - 19.7)$

備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。

2 lnは底をeとする対数を表す。

- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 51 号(平成 18 年 3 月 29 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

5 - 7 ディスプレイ

ディスプレイ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻る。 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものとする。
- 2 判断の基準 については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2005（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 ディスプレイに係るオンモード消費電力等の基準

オンモード（稼働時）消費電力	移行時間	スリープモード消費電力	オフモード消費電力
23W（1メガピクセル未満） 28XW（1メガピクセル以上）	30分	2W	1W

- 備考) 1 「X」はメガピクセル（総画素）数であり、式で得られる消費電力は最も近い整数に切り上げるものとする。
- 2 「オンモード（稼働時）消費電力」とは、製品が電源に接続されて画像を生成する状態をいう。

- 3 「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態であり、ユーザー又はコンピュータからの指令によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 4 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザー又はコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 5 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。
- 6 ディスプレイの消費電力が常に表に掲げるスリープモード及びオフモードの消費電力以下に維持される場合も基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後、スリープモードを経ず、直接オフモードに移行してもよい。

5 - 8 シュレッダー

シュレッダー	<p>【判断の基準】 待機電力（ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。</p>
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

裁断モーターの出力が500W以上のもの

裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。
- 4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表 シュレッダーに係る待機電力の基準

区分		待機電力(低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力)
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W 未満	有/無	< 2.5W
100W 以上 500W 未満	有	< 3.0W
	無	< 2.0W

備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。

2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

5 - 9 デジタル印刷機

デジタル印刷機	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 低電力モード(一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。)及びオートシャットオフモード(一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。)への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。</p>
---------	--

備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、 の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、 の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- A の測定終了後 1 版目を製版し、 の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、 の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

1 版当たりの印刷枚数	200 枚 / 版
1 時間の製版枚数	2 版 / 時
1 時間の印刷枚数	400 枚 / 時
印刷速度	工場出荷時に設定された電源投入時の速度
テストチャート	A4、画像面積比率 4 ~ 7%
標準印刷用紙	64g/m ² の上質紙
測定時の環境条件	温度：21 ± 3 / 湿度：65 ± 10%
	測定前に 12 時間以上放置

プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。

低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

5 - 1 0 記録用メディア

<p>記録用メディア</p>	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 再生プラスチックがケース全体重量の 30%以上使用されていること。 厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</p> <p>【配慮事項】 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM とする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
 ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

5 - 1 1 電池

<p>一次電池又は小形充電式電池</p>	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最低平均持続時間を下回らないこと。 小形充電式電池（二次電池）であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形

状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

- 2 「最低平均持続時間」は、日本工業規格 C8511 に規定する方法に準拠して測定するものとする。

表 一次電池に係る最低平均持続時間

形状の通称 (寸法：高さ・直径)	負荷抵抗 ()	最低平均持続時間	
		初 度	12か月貯蔵後及び 使用推奨期間内
単1形 (61.5mm・34.2mm)	2.2	810分	725分
	3.9	25時間	22時間
	10	81時間	72時間
	2.2	15時間	13時間
	1.5	450分	405分
単2形 (50.0mm・26.2mm)	3.9	770分	690分
	6.8	23時間	20時間
	20	77時間	69時間
	3.9	12時間	10時間
単3形 (50.5mm・14.5mm)	43	60時間	54時間
	3.9	4.0時間	3.6時間
	10	11.5時間	10.0時間
	1000mA (放電電流)	200回	180回
	24	31時間	27時間
単4形 (44.5mm・10.5mm)	5.1	130分	115分
	24	14.5時間	13.0時間
	10	5.0時間	4.5時間
	75	44時間	39時間
	600mA (放電電流)	140回	125回

5 - 1 2 電子式卓上計算機

電子式卓上計算機	<p>【判断の基準】 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 又は県の用品指定リストのエコ用品であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

5 - 1 3 カートリッジ等

トナーカートリッジ	<p>【判断の基準】 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く）の95%以上であること。 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 トナーの化学安全性が確認されていること。 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクカートリッジ	<p>【判断の基準】 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（インクを除く）の95%以上であること。 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 インクの化学安全性が確認されていること。 古紙パルプ配合率70%以上の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 回収したインクカートリッジ部品の再使用又はマテリアルリサイクルの取組がなされていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」(以下「カートリッジ等」という。)は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせる構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

1) 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

2) 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。

3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及び

ファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。

- 1) 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- 2) 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量又は回収したトナーカートリッジ質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量又は回収したカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準 及びインクカートリッジに係る判断の基準 の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ．カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。
 - ウ．製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断の基準 及びインクカートリッジに係る判断の基準 の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。
- 9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
 - ア．トナー及びインクには、以下の ~ の各物質が意図的に添加されていないこと。

カドミウム、鉛、水銀、六価クロム及びその化合物

EUの危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関するEC理事会指令67/548/EECの付属書Iにより次のR番号の表示が義務付けられている物質

- R26（吸入すると強毒性）
- R27（皮膚接触すると強毒性）
- R40（発がん性の限定的な証拠がある）
- R42（吸入すると感作性の可能性がある）
- R45（発がん性がある）
- R46（遺伝可能な損傷を引き起こす可能性がある）
- R48（長期ばく露により重度の健康障害の危険性）
- R49（吸入すると発がん性がある）
- R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）
- R61（胎児に危害を与える可能性がある）

- R62 (場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある)
- R63 (場合によっては胎児に危害を与える可能性がある)
- R64 (母乳を介して乳児に危害を与える可能性がある)
- R68 (不可逆的な危害の可能性はある)

EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 及び 1999/45/EC により、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

1 つ以上のアゾ基が分解されて別表 1 に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤 (染料又は顔料)

イ . トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

ウ . トナー及びインクの MSDS (化学物質等安全データシート) を備えていること。

別表 1 特定の芳香族アミン

	化学物質名	CAS No .
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

10 各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア . 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー/インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証 (使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等) がなされていること (一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い)

本項の判断の基準を満足する製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報 (製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等) 及び発生した問題を記録するよう努めること

イ . 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

リソグラフィマスタ	<p>【判断の基準】 次の基準を満たすこと。 使用済製品の回収システムがあること。 回収した製品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 又は、エコマーク商品であること</p> <p>【配慮事項】 回収した製品の再使用又はマテリアルリサイクルの取組がなされていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
リソグラフィインク	
テプラカートリッジ	

6 . 家電製品等

6 - 1 電気冷蔵庫等

<p>電気冷蔵庫</p> <p>電気冷凍庫</p> <p>電気冷凍冷蔵庫</p>	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/80を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。 冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】 冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

熱電素子を使用するもの

業務の用に供するために製造されたもの

吸収式のもの

電気冷凍庫のうち横置き型のもの

2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2005(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)に定める方法によること。なお、判断の基準については、電気冷凍庫には適用しない。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

種 別	区 分			基準エネルギー消費効率算定式
	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1+155$
電気冷凍冷蔵庫	冷気強制循環方式のもの	300リットル以下		$E=0.774 \times V_1+220$

		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1+343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2+220$
		300 リットル超		$E=0.302 \times V_2+343$

備考) 1 E 及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 286 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 287 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

6 - 2 テレビジョン受信機

テレビジョン受信機	<p>【判断の基準】 ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/109 を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。 液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/112 を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。 プラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあつては、表 3 に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/112 を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあ</p>
-----------	--

	ること。
--	------

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

産業用のもの

水平周波数が 33.8 キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの

海外からの旅行者向けのもの

リアプロジェクション方式のもの

受信方サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの

ワイヤレス方式のもの

液晶テレビのうち直視型蛍光管バックライトを使用するもの以外のもの

プラズマテレビのうち垂直方向の画素数が 1,080 以上であって水平方向の画素数が 1,920 以上のもの

電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

- 2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2005 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法) に定める方法によること。
- 3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 5 テレビジョン受信機の調達に当たっては、平成 23 年 7 月に現行のアナログ放送が終了することから、使用期間等を勘案し、地上デジタルテレビ放送への対応にも留意すること。

表 1 ブラウン管テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

走査方式	区 分				基準エネルギー消費効率算定式
	アスペクト比	偏向角度	形 状	機 能	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+32$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの	$E=2.5 \times S+60$
			フラット型	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+42$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの	$E=2.5 \times S+72$
		100度超のもの	フラット型以外	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S+ 4$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの	$E=5.1 \times S+24$
			フラット型	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S+21$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの	$E=5.1 \times S+49$
	16:9		フラット型以外	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S -11$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの	$E=5.1 \times S+17$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S+ 6$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+13$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+59$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S - 1$
フラット型	VTR (又はDVD) 内蔵のもの		$E=5.1 \times S+27$		
	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの		$E=5.1 \times S+16$		

				VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外 であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+23$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外 であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+69$
倍速走査 方式のもの				アナログハイビジョンテレビ	$E=5.5 \times S+72$
				アナログハイビジョンテレビ以外のもの	$E=5.5 \times S+41$

備考) 1 「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。以下表2及び表3において同じ。

2 「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。)を使用したものをいう。

3 「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

4 「付加機能」とは、2チューナー-2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE NTSCコンバータをいう。

5 E及びSは次の数値を表すものとする。以下表2及び表3において同じ。

E: 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

S: 受信機型サイズ

6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第48号(平成18年3月29日)の「2エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2及び表3において同じ。

表2 液晶テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式

アスペクト比	画素数	受信機型サイズ	区 分		基準エネルギー消費効率又は算定式	
			機 能	付 加 価 値		
4:3	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=44	
				付加機能を1つ有するもの	E=58	
				付加機能を2つ有するもの	E=72	
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=58	
				HDDを有するもの	E=72	
				付加機能を1つ有するもの	$E=5.9 \times S - 45$	
	垂直方向の画素数が650以上	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	$E=5.9 \times S - 31$	
				付加機能を2つ有するもの	$E=5.9 \times S - 16$	
				DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	$E=5.9 \times S - 31$
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	HDDを有するもの	$E=5.9 \times S - 16$	
				下記以外のもの	E=49	
				付加機能を1つ有するもの	E=64	
16:9	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を2つ有するもの	E=78	
				DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=59
				HDDを有するもの	E=73	
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	$E=5.4 \times S - 32$	
				付加機能を1つ有するもの	$E=5.4 \times S - 17$	
				付加機能を2つ有するもの	$E=5.4 \times S - 3$	
15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	$E=5.4 \times S - 22$			
		HDDを有するもの	$E=5.4 \times S - 8$			
		アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	$E=8.1 \times S - 86$			
				付加機能を1つ有するもの	$E=8.1 \times S - 72$	
				付加機能を2つ有するもの	$E=8.1 \times S - 58$	

			デジタル放送受信可能で下記以外のもの	$E=7.5 \times S - 45$
			付加機能を1つ有するもの	$E=7.5 \times S - 31$
			付加機能を2つ有するもの	$E=7.5 \times S - 17$
			付加機能を3つ有するもの	$E=7.5 \times S - 3$
	垂直方向の画素数が650以上1080未満		アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	$E=8.1 \times S - 66$
			付加機能を1つ有するもの	$E=8.1 \times S - 52$
			付加機能を2つ有するもの	$E=8.1 \times S - 38$
			デジタル放送受信可能で下記以外のもの	$E=7.5 \times S - 40$
	垂直方向の画素数が1080以上		付加機能を1つ有するもの	$E=7.5 \times S - 25$
			付加機能を2つ有するもの	$E=7.5 \times S - 11$
			付加機能を3つ有するもの	$E=7.5 \times S + 3$
			下記以外のもの	$E=8.9 \times S - 55$
			付加機能を1つ有するもの	$E=8.9 \times S - 41$
			付加機能を2つ有するもの	$E=8.9 \times S - 26$
			付加機能を3つ有するもの	$E=8.9 \times S - 12$

備考) 1 「HDD」とは、磁気ディスク装置をいう。以下同じ。

2 「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

表3 プラズマテレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

受信機型サイズ	区 分	基準エネルギー消費効率算定式
	付 加 価 値	
43V 型未満	下記以外のもの	$E=7.9 \times S + 30$
	付加機能を1つ有するもの	$E=7.9 \times S + 44$
	付加機能を2つ有するもの	$E=7.9 \times S + 58$
	付加機能を3つ有するもの	$E=7.9 \times S + 73$
43V 型以上	下記以外のもの	$E=15.9 \times S - 314$
	付加機能を1つ有するもの	$E=15.9 \times S - 300$
	付加機能を2つ有するもの	$E=15.9 \times S - 286$
	付加機能を3つ有するもの	$E=15.9 \times S - 272$

備考) 「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

6 - 3 電気便座

電気便座	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出された値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

他の給湯設備から温水の供給を受けるもの

温水洗浄装置のみのも

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区 分	基準エネルギー消費効率又はその算定式
暖房便座	162
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有しないもの	189
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するもの	$P = 38.3 \times L + 243$

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。

3 P及びLは、次の数値を表すものとする。

P: 基準エネルギー消費効率(単位: kWh/年)

L: 貯湯量(貯湯タンクのヒーターから上部の容積とし、当該容積は、ヒーターの位置を上にして水平になるように貯湯タンクを設置し、ヒーターの上面まで水を入れ、その水量を測定した数値とする。)(単位: L)

4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第59号(平成18年3月29日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

6 - 4 エアコンディショナー

エアコンディショナー	<p>【判断の基準】</p> <p>冷暖房の用に供し、かつ、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に84/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げたものを下回らないこと。</p> <p>上記以外の冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率(ただし、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの及び直吹き形で壁掛け形のものにあっては110/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げたもの)を下回らないこと。</p> <p>冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。</p>
------------	---

	<p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

冷房能力が 28kW を超えるもの

水冷式のもの

圧縮用電動機を有しない構造のもの

電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

スポットエアコンディショナー

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

床暖房又は給湯の機能を有するもの

2 判断の基準 については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2005（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5 空冷式熱交換器にドレン水又は雨水を噴霧又は散水することにより、潜熱を利用して冷却効果を高め、熱交換器から発生する顕熱を抑制する省エネルギー補助装置については、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえ、品目への追加を検討する。

表 1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

冷房能力	区分	基準エネルギー消費効率
	室内機の寸法タイプ	
3.2kW 以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW 超	寸法規定タイプ	4.9

4.0kW 以下	寸法フリータイプ	6.0
----------	----------	-----

- 備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。
- 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 285 号(平成 18 年 9 月 19 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	5.27
	2.5kW 超 3.2kW 以下	4.90
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.65
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.17
	7.1kW 超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.96
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.96
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.20
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.12
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	7.1kW 超	3.06
	4.0kW 以下	3.02
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	7.1kW 超	3.02
	4.0kW 以下	4.12
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	3.07

- 備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表3において同じ。
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表3において同じ。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 285 号(平成 18 年 9 月 19 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。以下表3において同じ。

表3 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転)	2.5kW 以下	3.64
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.64

を個別制御するものを除く。)	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.08
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.91
	7.1kW 超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	2.88
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.85
	7.1kW 超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	2.72
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.71
	7.1kW 超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	3.23
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	2.47

6 - 5 ガスヒートポンプ式冷暖房機

ガスヒートポンプ式冷暖房機	<p>【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が、1.10を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 3 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力(単位：kW)

Egc：冷房ガス消費量(単位：kW)

Eec：冷房消費電力(単位：kW)を 1kWh につき 10,050kJ として 1 次エネルギーに換算した値(単位：kW)

Ch：暖房標準能力(単位：kW)

Egh：暖房ガス消費量(単位：kW)

Eeh：暖房消費電力(単位：kW)を 1kWh につき 10,050kJ として 1 次エネルギーに換算し

た値（単位：kW）

- 4 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、日本工業規格 B 8627-2 又は B8627-3 の規定する方法により測定する。
- 5 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

6 - 6 ストープ

ストープ	<p>【判断の基準】 ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出された値を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

開放式のもの

ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

半密閉式ガスストーブ

最大の燃料消費量が 4.0 L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ

最大の燃料消費量が 2.75 L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 55 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表 2 において同じ。

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区 分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5 L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5 L/h を越えるもの	$E = -3.0 \times L + 71.5$

備考) E及びLは、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：％）

L：最大燃料消費量（単位：L/h）

6 - 7 電気給湯器

電気給湯器	<p>【判断の基準】 ヒートポンプ式給湯器であって、成績係数が3.50以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------	--

備考) 1 成績係数の算出方法は、次式による。

$$\text{成績係数 (COP)} = \text{定格加熱能力} / \text{定格消費電力}$$

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。（単位：kW）

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。（単位：kW）

表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件（単位： ）
外気温度（DB/WB）	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。（単位： ）

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度。（単位： ）

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

6 - 8 ガス温水機器

ガス温水機器	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

貯蔵式湯沸器

業務の用に供するために製造されたもの

ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの

給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0

			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
		強制循環式		77.0
ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	78.0
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	77.0
			屋外式	78.9
	強制通気式	自然循環式		76.1
		強制循環式	屋外式以外のもの	78.8
			屋外式	80.4
ガス暖房機器（給湯付のもの以外）				83.4
ガス暖房機器（給湯付のもの）				83.0

備考） エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第57号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

6 - 9 石油温水機器

石油温水機器	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	--

備考） 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

- ポット式バーナー付きふろがま
- 業務の用に供するために製造されたもの
- 薪材を燃焼させる構造を有するもの
- ゲージ圧力0.1MPaを超える温水ボイラー

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
用途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン - オフ制御	87.0
		オン - オフ制御以外のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

- 備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
- 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間(日本工業規格 S3031 に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。)が 200 秒以内のものをいう。
- 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
- 6 「オン - オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
- 7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 58 号(平成 18 年 3 月 29 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

6 - 10 ガス調理機器

ガス調理機器	<p>【判断の基準】 こんろ部にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 グリル部にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な</p>
--------	--

	<p>限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

ガスオープン

業務の用に供するために製造されたもの

ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの

ガスグリル

ガスクッキングテーブル

ガス炊飯器

カセットこんろ

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区 分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。

5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第56号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		グリル部
燃焼方式	調理方式	基準エネルギー消費効率の算定式
片面焼き	水あり	$E=25.1Vg+123$
	水なし	$E=25.1Vg+16.4$
両面焼き	水あり	$E=12.5Vg+172$
	水なし	$E=12.5Vg+101$

備考) 1 E 及び Vg は、次の数値を表すものとする。

E : グリル部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)

Vg : 庫内容積 (単位 : L)

- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第56号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

7. 照明

7-1 蛍光灯照明器具

蛍光灯照明器具	<p>【判断の基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。 Hf インバータ方式器具であること。 表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

防爆型のもの

耐熱型のもの

防じん構造のもの

耐食型のもの

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

40 形未満の蛍光ランプを使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)

2 高効率白色 LED を用いた照明器具等のエネルギー消費効率を相当程度向上し得る照明器具について、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえつつ、品目及び判断の基準等への追加等の検討を行うものとする。

表 蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

- 備考) 1 「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 3 「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格 C7601 付表 1 に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあつては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。
- 4 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 47 号(平成 18 年 3 月 29 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

7 - 2 ランプ

<p>蛍光ランプ (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)</p>	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 高周波点灯専用形(Hf)であること。 ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ．管径は 32.5 (±1.5) mm 以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>電球形形状のランプ</p>	<p>【判断の基準】 使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、次のいずれかの要件を満たすこと。 LED ランプである場合は、定格寿命は 20,000 時間以上であること。 LED 以外の電球形形状のランプ(電球形蛍光ランプを含む。)である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 40lm/W 以上であること。 イ．電球形蛍光ランプにあつては、水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 ウ．定格寿命は 6,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形形状のランプ」は、ソケットにそのまま使用可能であつて、フィラメント式ランプの代替となるものとする。
- 2 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する LED 使用の電球形形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形形状のランプとする。

-
- 3 本項の LED ランプの「定格寿命」とは、初期の光度が70%まで減衰するまでの時間とする。
 - 4 電球形状のランプについては、人感センサー、調光機能の付いた回路、非常用照明（直流電源回路）等においては、上記判断の基準は適用しないものとする。

8 . 自動車等

8 - 1 自動車

自動車	<p>【判断の基準】</p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 燃料電池自動車 ガソリン車</p> <p>ア．乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>ディーゼル車</p> <p>ア．乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>LPガス車</p> <p>ア．乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>【配慮事項】</p> <p>鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が可能な限り使用されていること。</p> <p>アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</p>
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(ただし、判断の基準のうち から については二輪車を、 から については二輪車及び重量車を除く。)とする。

2 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。))であって、普通自動車、小型自動車、軽自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車のうち、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上

表2 ディーゼル乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が1,016kg未満	18.9km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/L以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/L以上

表3 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上

車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表4 ガソリン貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	20.2km/L以上
			構造B	17.0km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	18.0km/L以上
			構造B	16.7km/L以上
	828kg以上			15.5km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	18.9km/L以上
			構造B	16.2km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	16.5km/L以上
構造B			15.5km/L以上	
828kg以上			14.9km/L以上	
車両総重量が1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/L以上
		1,016kg以上		15.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/L以上
		1,016kg以上		13.8km/L以上
車両総重量が1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満	構造B	12.3km/L以上
				10.7km/L以上
	1,516kg以上			9.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	12.5km/L以上
			構造B	11.2km/L以上
1,266kg以上			10.3km/L以上	

備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5及び6について同じ。

最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

運転者室の前方に原動機を有し、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下表5及び6について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式			17.7km/L以上
	手動式以外のもの			15.1km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	17.4km/L以上
			構造B	14.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/L以上
		1,516kg以上		12.5km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
			構造B	12.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/L以上
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/L以上
	1,766kg以上		9.9km/L以上	

表6 LPガス貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上
構造B			12.1km/L以上	
	828kg以上		11.7km/L以上	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
	1,266kg以上		8.1km/L以上	

8 - 2 I T S 対応車載器

E T C 対応車載器	<p>【判断の基準】</p> <p>ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。</p>
カーナビゲーションシステム	<p>【判断の基準】</p> <p>走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。</p> <p>走行中の自動車の現在位置・進行方向 周辺の道路交通状況に関する現在情報</p>

8 - 3 タイヤ

一般公用車用タイヤ	<p>【判断の基準】</p> <p>転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤであること。 スパイクタイヤでないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の長寿命化に配慮されていること。 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-----------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一般公用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「一般公用車」とは、通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車、小型自動車、軽自動車であるものをいう。
- 3 「転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤ」とは、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者の従来型製品に比べ転がり抵抗が10%以上低減されているタイヤであって、負荷荷重性能、ブレーキ性能、操縦性能等タイヤの基本性能が確保されているタイヤとする。なお、転がり抵抗の低減率と燃費効率の向上率とは必ずしも同一ではない。
- 4 現段階の転がり抵抗の算出に係る測定条件は、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者が「タイヤ公正取引協議会」に届け出た方法よるものとする。
- 5 判断の基準 は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生を防止に関する法律」（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

8 - 4 エンジン油

<p>2 サイクルエンジン油</p>	<p>【判断の基準】 生分解度が28日以内で60%以上であること。 魚類による急性毒性試験の96時間LC₅₀値が100mg/l以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------------------	--

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10 d window を適用しない。

OECD (経済協力開発機構) 化学品テストガイドライン

- ・ 301B (CO₂ 発生試験)
- ・ 301C (修正 MITI () 試験)
- ・ 301F (Manometric Respirometry 試験)

ASTM (アメリカ材料試験協会)

- ・ D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)
- ・ D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

JIS (日本工業規格)

- ・ K 0102 (工場排水試験方法)
- ・ K 0420-71 シリーズ (10、20、30)

(水質 淡水魚 [ゼブラフィッシュ (真骨類, コイ科)] に対する化学物質の急性毒性の測定 第1部: 止水法、第2部: 半止水法、第3部: 流水法)

OECD (経済協力開発機構)

- ・ 203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081 (水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製された WAF (水適応性画分) や WSF (水溶解性画分) を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL₅₀ 値が 100mg/l 以上であること。

9 . 消火器

<p>消火器</p>	<p>【判断の基準】 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------------	--

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

10 . 繊維製品等

10 - 1 制服・作業服

制服 作業服	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 又は、エコマーク商品であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原材料として再生利用されるためのシステムが整っていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
---------------	---

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

10 - 2 カーテン等

カーテン 布製ブラインド	<p>【判断の基準】 カーテンにあつては、使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 布製ブラインドにあつては、布生地を使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、布生地全体重量比で10%以上使用されていること。 又は、エコマーク商品であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
---------------------	--

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

10-3 カーペット

タフテッドカーペット	<p>【判断の基準】 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること。 又は、エコマーク商品であること。</p>
タイルカーペット	<p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
織じゅうたん	<p>製品使用後に回収され、原材料として再生利用されるためのシステムが整っていること。</p>
ニードルパンチカーペット	

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 2 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 5 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

10-4 毛布等

毛布	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 又は、エコマーク商品であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
----	--

ふとん	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は詰物の繊維重量比で 10% 以上使用されていること。 使用済みふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
-----	---

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンスター等）を再生した繊維をいう。
- 2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 3 ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。

10 - 5 ベッド

ベッドフレーム	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、木質の場合は、紙の場合は の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は ア、紙が含まれる場合は イの要件をそれぞれ満たすこと。 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 次の要件を満たすこと。 ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的なものであること。 イ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m² h 以下又はこれと同等のものであること。 次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的なものであること。</p>
---------	---

	<p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。</p> <p>材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
マットレス	<p>【判断の基準】</p> <p>主要部品（フェルトを除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。</p> <p>材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。</p> <p>ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

4 放散速度が0.02mg/m²h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

5 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形し

- たものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）
- 6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
 - 7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
 - 8 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
 - 9 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合には、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。
 - 10 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

10-6 作業手袋

作業手袋	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く。）重量比で50%以上使用されていること。 又は、エコマーク商品であること。</p> <p>【配慮事項】 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること（手首のオーバーロック、ゴム系及びすべり止め塗布加工部分を除く。）</p>
------	--

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

10-7 テント・シート類

集会用テント	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄</p>
--------	---

	時の負荷低減に配慮されていること。
ブルーシート	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

10 - 8 防球ネット

防球ネット	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又はポリエチレン繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	--

備考) 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

11. 設備

太陽光発電システム	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
太陽熱利用システム	<p>【判断の基準】 給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用や材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
燃料電池	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
生ゴミ処理機	<p>【判断の基準】 バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p>
木質バイオマスボイラー	<p>【判断の基準】 給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、木質バイオマス燃料(木質ペレット、薪等)を使用していること。</p>
木質バイオマスストーブ	<p>【判断の基準】 暖房用の熱エネルギーとして、木質バイオマス燃料(木質ペレット、薪等)を使用していること。</p>

<p>節水機器</p>	<p>< 共通事項 > 電気を使用しないこと。</p> <p>< 個別事項 > 節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 ア . ハンドルを 120 ° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20% を超え 70% 以下の吐水流量であること。 イ . ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70% 以上の吐水流量であること。 定流量弁にあっては、水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 5 ~ 8 リットル / 分であること。 泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 ア . 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル (レバー) 開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80% 以下であること。 イ . 水圧 0.1MPa、ハンドル (レバー) 全開において 5 リットル / 分以上の吐水流量であること。</p> <p>【配慮事項】 取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 使用用途における従前どおりの使用感であること。 吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p>
-------------	---

- 備考) 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
- 2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13mm の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。
- 3 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。
- 4 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。
- ア . ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。
- イ . 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応すること。
- ウ . 量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。
- 5 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

12. 公共工事

公共工事	【判断の基準】 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。
------	--

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表1

資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		路盤材	再生骨材等	
			鉄鋼スラグ混入路盤材	
			熔融スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		小径丸太材	間伐材	
混合セメント	高炉セメント			
	フライアッシュセメント			

	セメント	エコセメント
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	塗料	下塗用塗料（重防食）
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
	園芸資材	バークたい肥
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
		動植物性残さを用いた堆肥
		家畜糞尿を用いた堆肥
	道路照明	環境配慮型道路照明
	タイル	陶磁器質タイル
	建具	断熱サッシ・ドア
	製材等	製材
		集成材
		合板
		単板積層材
	フローリング	フローリング
	再生木質ボード	パーティクルボード
		繊維板
		木質系セメント板
	断熱材	断熱材
	照明機器	照明制御システム

		廃プラスチック合成建材	廃プラスチック合成建材		
		変圧器	変圧器		
		空調用機器	吸収冷温水機		
			氷蓄熱式空調機器		
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		
		ビニル系床材	ビニル系床材		
		配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管		
	衛生器具	自動水栓			
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器			
		水洗式大便器			
	建設機械	-	排出ガス対策型建設機械		表 3
			低騒音型建設機械		
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法		表 4
建設汚泥再生処理工法		建設汚泥再生処理工法			
コンクリート塊再生処理工法		コンクリート塊再生処理工法			
舗装（路盤）		路上再生路盤工法			
法面緑化工法		伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法			
目的物	舗装	排水性舗装	表 5		
		透水性舗装			
		木材チップ舗装			
	屋上緑化	屋上緑化			

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	<p>【判断の基準】 建設汚泥から再生された処理土であること。</p> <p>【配慮事項】 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。</p>
	土工用水砕スラグ	<p>【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。</p>
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】 ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。</p>
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】 ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。</p>
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	<p>【判断の基準】 サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。</p>
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	<p>【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。</p> <p>【配慮事項】 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。</p>
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	<p>【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</p>
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	<p>【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。</p>
	フェロニッケルスラグ骨材	<p>【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。</p>

路盤材	銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。
	再生骨材等	【判断の基準】 コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。 【配慮事項】 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。
	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
	溶融スラグ骨材	【判断の基準】 都市ゴミ焼却灰を原料として、溶融スラグ化されたものが用いられていること。 【配慮事項】 重金属等有害物質の含有や溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
セメント	エコセメント	【判断の基準】 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 透水係数 1×10^{-2} cm/sec以上であること。
------------------	-----------	---

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 吹付けコンクリートであって、1m ³ 当たり 100kg 以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。																
塗料	下塗用塗料 (重防食)	【判断の基準】 鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。																
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤 (VOC) の含有率 (塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合) が 5%以下であること。																
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック (焼成)	<p>【判断の基準】 原料に再生材料 (別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等) を用い、焼成されたものであること。 再生材料が原材料の重量比で20%以上 (複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計) 使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂 (キラ)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂 (キラ)	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																	
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																	
無機珪砂 (キラ)																		
鉄鋼スラグ																		
非鉄スラグ																		
鋳物砂																		
陶磁器屑																		
石炭灰																		
建材廃材																		
廃ガラス																		
製紙スラッジ																		
アルミスラッジ																		
磨き砂汚泥																		
石材屑																		

		<table border="1"> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </table>	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																			
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																			
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																			
湖沼等の汚泥																				
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。 再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>再生材料の原料となるものの分類区分</td> <td>前処理方法</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td></td> </tr> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥													
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																			
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																			
下水道汚泥																				
園芸資材	パークたい肥	<p>【判断の基準】 以下の基準を満たすこと。</p> <table border="0"> <tr> <td>・有機物の含有率（乾物）</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>・炭素窒素比〔C/N比〕</td> <td>35以下</td> </tr> <tr> <td>・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）</td> <td>70meq/100g以上</td> </tr> <tr> <td>・pH</td> <td>5.5～7.5</td> </tr> <tr> <td>・水分</td> <td>55～65%</td> </tr> <tr> <td>・幼植物試験の結果</td> <td>生育阻害その他異常が認められない</td> </tr> <tr> <td>・窒素全量〔N〕（現物）</td> <td>0.5%以上</td> </tr> <tr> <td>・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td> <td>0.2%以上</td> </tr> <tr> <td>・加里全量〔K₂O〕（現物）</td> <td>0.1%以上</td> </tr> </table> <p>【配慮事項】 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。</p>	・有機物の含有率（乾物）	70%以上	・炭素窒素比〔C/N比〕	35以下	・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g以上	・pH	5.5～7.5	・水分	55～65%	・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない	・窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上	・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上	・加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上
	・有機物の含有率（乾物）	70%以上																		
・炭素窒素比〔C/N比〕	35以下																			
・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g以上																			
・pH	5.5～7.5																			
・水分	55～65%																			
・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない																			
・窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上																			
・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上																			
・加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上																			
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚	<p>【判断の基準】 製品に含まれる有害化学物質の含有量（割合）が下記の数値以下であること。</p>																		

	泥コンポスト)	ひ素 0.005% カドミウム 0.0005% 水銀 0.0002% ニッケル 0.03% クロム 0.05% 鉛 0.01%
		その他の制限事項 ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料が使用されたものであること。 イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
		ウ．有機物の含有率（乾物） 35%以上 エ．炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 オ．pH 8.5以下 カ．水分 50%以下 キ．窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ク．りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物） 1.0%以上 ケ．アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）

備考)「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される当該肥料を含む。

園芸資材	動植物性残さを用いた堆肥	【判断の基準】 幼植物試験の結果、生育阻害その他異常を認めないこと。 【配慮事項】 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。
	家畜糞尿を用いた堆肥	【判断の基準】 幼植物試験の結果、生育阻害その他異常を認めないこと。 【配慮事項】 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。

道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】 高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>
------	-----------	--

タイル	陶磁器質 タイル	<p>【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p>																									
別表																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>			再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材																											
廃ゴム																											
廃ガラス																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											

建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。
製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>間伐材、林地残材又は小径木であること。 以外の場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>原料として使用される原木（間伐材、林地残材及び小径木を除く。）は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
	集成材 合板 単板積層材	<p>【判断の基準】</p> <p>間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。 以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準の は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

フローリング	フローリング	<p>【判断の基準】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。 以外の場合は、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--------	--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準の は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメン	<p>【判断の基準】 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木</p>
---------	------------------------------------	---

	ト板	<p>質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。</p> <p>居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	----	---

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。

2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 断熱材のうちグラスウール又はロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。 ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。</p> <p>【配慮事項】 発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p>
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】 連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。</p>
廃プラスチック合成建材	廃プラスチック合成建材	<p>【判断の基準】 製品全重量に対する再生プラスチックの使用割合が50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。</p>
変圧器	変圧器	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p>

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- 絶縁材料としてガスを使用するもの
- H種絶縁材料を使用するもの
- スコット結線変圧器
- 3以上の巻線を有するもの

柱上変圧器

単相変圧器であって定格容量が5kVA 以下のもの又は500kVA を超えるもの

三相変圧器であって定格容量が10kVA 以下のもの又は2000kVA を超えるもの

樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの

定格二次電圧が100V 未満のもの又は600V を超えるもの

風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種類別	相数	区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
		定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50 H z		$E = 15.3S^{0.696}$
		60 H z		$E = 14.4S^{0.698}$
	三 相	50 H z	500kVA 以下	$E = 23.8S^{0.653}$
			500kVA 超	$E = 9.84S^{0.842}$
		60 H z	500kVA 以下	$E = 22.6S^{0.651}$
			500kVA 超	$E = 18.6S^{0.745}$
モールド変圧器	単 相	50 H z		$E = 22.9S^{0.647}$
		60 H z		$E = 23.4S^{0.643}$
	三 相	50 H z	500kVA 以下	$E = 33.6S^{0.626}$
			500kVA 超	$E = 24.0S^{0.727}$
		60 H z	500kVA 以下	$E = 32.0S^{0.641}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
 3 E 及び S は、次の数値を表すものとする。
 E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : W)
 S : 定格容量 (単位 : kVA)
 4 表の規定は、日本電機工業会規格 1482 及び 1483 に規定する標準仕様変圧器についても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあっては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 61 号 (平成 18 年 3 月 29 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。
-------	--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 25kW 以上のものとする。
 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格 B 8622 による。

表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 186kW 未満	1.10
冷凍能力が 186kW 以上	1.15

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 氷蓄熱槽を有していること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷房の成績係数が別表 3 に示された区分の数値以上であること。
-------	----------	---

備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。

3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	-
	定格冷房蓄熱	-	-	25	-

6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7 で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力(ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。)を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	-

定格冷却蓄熱	25	-
--------	----	---

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	--------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

- 2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算出した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

C_c：冷房標準能力（単位：kW）

E_{gc}：冷房ガス消費量（単位：kW）

E_{ec}：冷房消費電力（単位：kW）を1 kWhにつき10,050 kJとして1次エネルギーに換算した値（単位：kW）

C_h：暖房標準能力（単位：kW）

E_{gh}：暖房ガス消費量（単位：kW）

E_{eh}：暖房消費電力（単位：kW）を1 kWhにつき10,050 kJとして1次エネルギーに換算した値（単位：kW）

- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格B8627-2又はB8627-3の規定する方法に準拠して測定する。

- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断の基準】 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p>
--------	--------	---

備考) JISA5705(ビニル系床材)に規定されるビニル系床材の種類で記号PFに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	<p>【判断の基準】 建物内外の排水用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 建物内の通気用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
-----	------------------	---

備考)「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物内外の排水用及び建物内の通気用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

衛生器具	自動水栓	<p>【判断の基準】 電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。</p>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<p>【判断の基準】 洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p>
	水洗式大便器	<p>【判断の基準】 洗浄水量が10.5L/回以下であること。</p>

備考) 本項の判断の基準の対象とする「水洗式大便器」は、洋風便器とする。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																				
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】 搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5～15kW 未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15～30kW 未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30～272kW 以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																	
7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																	
15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																	
30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																	

備考)「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年4月1日施行)において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ、同法に基づく使用規制が平成18年10月1日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。

品目名	判断の基準等																																						
低騒音型建設機械	<p>【判断の基準】 建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力(kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バックホウ</td> <td>P < 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ドラグライン クラムシェル</td> <td>206 P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table>	機種	機関出力(kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P < 55	102	55 P < 103	105	103 P	105	バックホウ	P < 55	99	55 P < 103	104	103 P < 206	106	ドラグライン クラムシェル	206 P	106	P < 55	100	55 P < 103	104	トラクターショベル	103 P < 206	107	206 P	107	P < 55	102	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	55 P < 103	104	103 P < 206	107	206 P	107
機種	機関出力(kW)	騒音基準値 (dB)																																					
ブルドーザー	P < 55	102																																					
	55 P < 103	105																																					
	103 P	105																																					
バックホウ	P < 55	99																																					
	55 P < 103	104																																					
	103 P < 206	106																																					
ドラグライン クラムシェル	206 P	106																																					
	P < 55	100																																					
	55 P < 103	104																																					
トラクターショベル	103 P < 206	107																																					
	206 P	107																																					
	P < 55	102																																					
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	55 P < 103	104																																					
	103 P < 206	107																																					
	206 P	107																																					

バイブロハンマー			107
油圧式杭抜機		P < 55	98
油圧式鋼管圧入・引抜機	55	P < 103	102
油圧式杭圧入引抜機	103	P	104
アースオーガー		P < 55	100
	55	P < 103	104
	103	P	107
オールケーシング掘削機		P < 55	100
	55	P < 103	104
	103	P < 206	105
	206	P	107
アースドリル		P < 55	100
	55	P < 103	104
	103	P	107
さく岩機(コンクリートブ レーカー)			106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー		P < 55	101
	55	P	104
コンクリートポンプ(車)		P < 55	100
	55	P < 103	103
	103	P	107
コンクリート圧砕機		P < 55	99
	55	P < 103	103
	103	P < 206	106
	206	P	107
アスファルトフィニッシ ャー		P < 55	101
	55	P < 103	105
	103	P	107
コンクリートカッター			106
空気圧縮機		P < 55	101
	55	P	105
発動発電機		P < 55	98
	55	P	102

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
--------	----------	--

備考）アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
--------	-----------------------	---

表5【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
高機能舗装	排水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。</p>

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

高機能舗装	透水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。</p>
-------	-------	--

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする

高機能舗装	木材チップ舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>舗装材(路盤を除く)に間伐材、廃木材を原料とした木材チップが、20%(混合物中の重量比で、木材チップの単位容積重量は、0.155g/cm³と想定)以上含まれていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>可能な限り「鳥取県認定グリーン商品」を使用すること。</p>
-------	---------	---

屋上緑化	屋上緑化	<p>【判断の基準】</p> <p>植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。</p>
------	------	--

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

1 3 . 役務

1 3 - 1 省エネルギー診断

省エネルギー診断	<p>【判断の基準】 省エネルギー診断の具体的項目に応じて、表1に掲げる技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者又はこれらの者を使用する法人が、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の稼働状況並びにエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修及び運用改善について表2の内容を含む提案が行われるものであること。</p>
----------	---

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士（熱、電気）
建築設備士

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

1 3 - 2 食堂

食堂	<p>【判断の基準】 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 繰り返し利用できる食器が使われていること。</p> <p>【配慮事項】 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。</p>
----	--

備考) 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

1 3 - 3 自動車専用タイヤ更生

自動車専用 タイヤ更生	<p>【判断の基準】 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>【配慮事項】 ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------	---

備考) 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とする「更生タイヤ」とは、日本工業規格 D4202 に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又は D6401 に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。

1 3 - 4 エコ車両整備

エコ車両 整備	<p>【判断の基準】 エンジン燃焼系統カーボンを取り除くほか、排ガス浄化装置・制御装置の点検整備、エンジンの調整等を行い、整備前より自動車有毒排出ガス(CO、HC、DS)が低減されていること。</p>
------------	---

- 備考) 1 本整備の実施時期については、今までに当該整備を実施しておらず、積算走行距離が6万kmに達した軽自動車及び積算走行距離が8万kmに達した普通車で、直近の車検時等に行うものとする。ただし、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、大型特殊作業車およびリース・レンタル車を除く。
- 2 本項における「有毒自動車排出ガス」とは、CO(一酸化炭素)、HC(炭化水素)、DS(ディーゼル黒鉛)とし、CO、HCはガソリン車のみ、DSはディーゼル車のみを対象とする。

1 3 - 5 自動車整備

自動車整備	<p>【判断の基準】 自動車リサイクル部品(リユース部品(使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。))又はリビルド部品(使用済自動車から取外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。)が使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車整備」は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの(消耗品の交換を除く。)に限る。
- 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(ただし、二輪車は除く。)をいう。
- 3 自動車リサイクル部品は、部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合もあるため、調達目標の設定及び自動車整備の発注においては、これらの状況に配慮し、新品部品のみによる整備を無理に排除しないものとする。

<p>庁舎管理</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>定められた時刻において、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態（以下「常駐管理」という。）にあっては、当該施設において実施すべき、次のアからウに関する措置等を選定するとともに、当該措置等に関連する設備・機器等の運転条件、計測頻度、保守・点検頻度、方法等の管理基準を定め、実施されるものであること。</p> <p>ア．温湿度の適切な設定及び管理がなされていること。</p> <p>イ．照明効率を維持するための措置が講じられていること。</p> <p>ウ．空気調和設備、熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置が講じられていること。</p> <p>常駐管理にあっては、で定めた措置等の実施状況の他、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告するとともに、エネルギーの使用量、水の使用量又は廃棄物の排出量が、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。</p> <p>ア．エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）</p> <p>イ．水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）</p> <p>ウ．廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）</p> <p>常駐管理以外にあっては、空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況を集計し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提案が行われるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（経済産業省告示第65号（平成18年3月29日）」を踏まえ、庁舎におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図ること。</p> <p>施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツールの活用に努めること。</p> <p>庁舎管理に空気調和設備のメンテナンスを含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏洩の防止及び充填等作業に伴う大気放出の抑制に努めること。</p> <p>常駐管理以外にあっては、ごみの回収量を毎月集計し、前月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提案を行い改善に努めること。</p> <p>庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p>
-------------	---

<p>清掃</p>	<p>【判断の基準】 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。 ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>【配慮事項】 清掃に用いる洗剤、ワックス等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 補充品等は、過度な補充を行わないこと。 清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p>
-----------	---

- 備考) 1 庁舎管理に係る判断の基準 及び については、役務の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。
- 2 庁舎管理に係る判断の基準 の施設において実施すべき措置等は、当該施設の設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、別表を参考として選定するものとする。
- 3 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
- 4 庁舎管理に係る判断の基準 及び については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）	日常・定期点検	利用者の協力	管理運用面
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施			
	デマンドの状況により手動によるこまめな調節	随時実施			
	進相用コンデンサによる力率管理の徹底	随時実施			
照明設備	作業スペースの過剰照明、窓際の間引き	利用状況に応じ実施			
	廊下・ホールの消灯、間引きの徹底	利用状況に応じ実施			
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施			
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施			
	昼休みの消灯	毎日実施			
	残業時間帯における部分消灯、場所の集約化	毎日実施			
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施			
	器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施			
	定期的なランプ交換の実施	1回/2～3年			
	間仕切りの取り止め	適宜実施			
	OAルーバーの取り止め	適宜実施			
	機の配置、作業個所の適正化	適宜実施			
	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施			
	局部照明の採用	随時実施			
手動によるこまめな点消灯	随時実施				
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転間引き	毎日実施			
	階段利用の促進	毎日実施			
	停止階の間引き	毎日実施			
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施			
給排水・衛生設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施			
	夏期における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施			
	給湯温度の設定変更	毎日実施			
	使用上、支障の無い範囲で給水・給湯の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施			
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施			
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	随時実施			
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施			
	ファンベルトの点検・交換	年2回以上実施			
熱源・空調設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施			

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）	日常・定期点検	利用者の協力	管理運用面
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適化	毎日実施			
	季節毎・室内負荷状況に応じた運転方法の最適化	毎日実施			
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止の励行	毎日実施			
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取り止め	季節・外気温に応じ実施			
	温湿度センサの取付位置の適正化	年2回以上実施			
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	年2回以上実施			
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施			
	空室・倉庫等の空調換気の停止	毎日実施			
	運転時間の短縮	毎日実施			
	残業時間帯の空調制限	毎日実施			
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施			
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施			
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施			
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施			
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施			
	個人差による衣服の調整など居室者に対する啓蒙活動の実施	季節ごとに実施			
	屋上等への散水の実施（気化熱による打ち水効果）	季節・外気温に応じ実施			
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施			
	エアフィルタの定期清掃の実施	年2回以上実施			
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年2回以上実施			
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施			
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施			
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を2～3上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施			
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施			
	ナイトパーズの実施	季節・外気温に応じ実施			
	ショートサーキットの防止	随時実施			
	スケジュール運転の実施	随時実施			

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）	日常・定期点検	利用者の協力	管理運用面
	ダクトのエアリーク・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年2回以上実施			
	全熱交換器の清掃管理	年2回以上実施			
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施			
	ゼロエネルギーバンドの最適化	毎日実施			
セントラル空調システム関連	省エネ温度管理の実施（冷水は高め、温水は低め）	毎日実施			
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施			
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	随時実施			
	空調終了30分程度前での熱源機器の停止	毎日実施			
ボイラ	空気比・排ガス温度等燃焼装置の最適化の実施	随時実施			
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年2回以上実施			
	熱交換器類の伝熱面の管理	月1回以上実施			
	ボイラーの水質管理	月1回以上実施			
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）の実施	月1回以上実施			
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施			
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施			
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	必要に応じ実施			
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施			
	マンメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施			
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施			
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理	随時実施			
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年2回以上実施			
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施			
	マンメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施			
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施			
冷却塔	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施			
	冷却塔水槽の清掃	随時実施			
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施			
ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量の最適化の実施	随時実施			

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）	日常・定期点検	利用者の協力	管理運用面
	グラウンドパッキン等の水量適正管理の実施	月1回以上実施			
	断熱材の状態管理	年2回以上実施			
	3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施	随時実施			
蓄熱槽	蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適化運転の実施	随時実施			
	槽内温度分布の適正管理	随時実施			
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの運転最適化(時間帯・設定温度)	季節・外気温に応じ実施			
	エアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施			
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	月1回以上実施			
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施			
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年2回以上実施			
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年2回以上実施			
	室内機のエアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施			
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	随時実施			
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施			
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施			
水冷パッケージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年2回以上実施			
	エアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施			
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	随時実施			
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施			
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施			
	冷却水薬洗の実施	月1回以上実施			
その他	自動販売機の節電（照明を消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施			
	OA機器は昼休み等にスイッチをOFF	毎日実施			
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施			
	省エネに必要なエネルギーデータの把握	毎日実施			

注：「日常・定期点検」は日常点検・定期点検業務で実施可能な項目

「利用者の協力」は施設利用者（入居者、来庁者）に協力を求めることにより実施可能な項目

「管理・運用面」は設備・機器等の管理・運用面において実施可能な項目

13 - 7 小売業務

<p>庁舎等において営業を行う小売業務</p>	<p>【判断の基準】 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、次のいずれかの要件を満たすこと。 容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 消費者の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。</p> <p>【配慮事項】 店舗において取り扱う商品については、可能な限り簡易包装等により容器包装の使用量を削減した商品であること。</p>
-------------------------	---

- 備考) 1 判断の基準 の独自の取組とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 2 判断の基準 の独自の取組とは、商品の販売に際して消費者に容器包装を有償で提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。